

第96期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2020年6月25日（木曜日）
午前10時

場所

久留米市諏訪野町2456番地の1
当行本店3階大会議室

【新型コロナウイルス感染防止に関するお知らせ】

新型コロナウイルス感染防止のため、可能な限り郵送またはインターネット等による議決権の事前行使をお願いいたします。

ご出席される場合には、マスクの着用などの感染予防策にご配慮いただき、ご来場くださいますようお願い申し上げます。

今後の状況により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合には当行ホームページ(<http://www.chikugin.co.jp/>)にてお知らせいたします。

郵送またはインターネット等による
議決権行使期限

2020年6月24日（水曜日）午後5時まで
（詳細は2頁～4頁をご覧ください。）

目次

第96期定時株主総会招集ご通知	1
株主総会参考書類	5
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。） 7名選任の件	6
第3号議案 監査等委員である取締役 5名選任の件	15
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役 1名選任の件	20
第5号議案 取締役等に対する株式報酬等の額 および内容決定の件	21

（添付書類）

事業報告	25
計算書類	40
連結計算書類	43
監査報告書	45

株式会社 筑邦銀行

証券コード：8398

〈証券コード：8398〉
2020 年 6 月 4 日

株 主 各 位

久留米市諏訪野町2456番地の1

株式会社 筑邦銀行

代表取締役 佐 藤 清一郎
頭 取

第96期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申しあげます。

さて、当行第96期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

なお、当日ご出席おさしつかえの場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」に従って議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月25日（木曜日）午前10時

2. 場 所 久留米市諏訪野町2456番地の1
当行本店3階大会議室

3. 目的事項

- 報 告 事 項
1. 第96期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告および計算書類報告の件
 2. 第96期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件
第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
第5号議案 取締役等に対する株式報酬等の額および内容決定の件

以 上

議決権行使についてのご案内

議決権の行使には、次の方法がございます。

■ 株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の**議決権行使書用紙**を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

株主総会開催日時

2020年6月25日（木）午前10時

■ 株主総会にご出席いただけない場合

郵送（書面）



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようご返送ください。

行使期限

2020年6月24日（水）午後5時到着分まで

インターネット等



後記（3頁～4頁）の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご高覧のうえ、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限

2020年6月24日（水）午後5時まで

詳細は3頁～4頁をご覧ください。

【ご注意事項】

- 郵送（議決権行使書面）とインターネット等の双方により議決権を行使された場合は、インターネット等による行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。
 - また、インターネット等にて複数回にわたり議決権行使をされた場合は、最後に行われた行使を有効な行使として取り扱わせていただきます。
 - 本招集ご通知に際して株主の皆さまに提供すべき書類のうち、以下の事項につきましては、法令および当行定款第17条の規定に基づき、当行ホームページに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
 1. 事業報告
 - ① 当行の新株予約権等に関する事項
 - ② 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針
 - ③ 業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況の概要
 - ④ 特定完全子会社に関する事項
 - ⑤ 親会社等との間の取引に関する事項
 - ⑥ 会計参与に関する事項
 2. 計算書類等
 - ① 株主資本等変動計算書
 - ② 個別注記表
 - ③ 連結株主資本等変動計算書
 - ④ 連結注記表
- したがって、本招集ご通知の添付書類は、会計監査人が会計監査報告書を作成するに際して監査をした計算書類および連結計算書類の一部であり、監査等委員会が監査報告書を作成するに際して監査をした事業報告、計算書類および連結計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当行ホームページに掲載いたしますので、ご了承ください。

当行ホームページアドレス ▶ <http://www.chikugin.co.jp/>

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当行の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによりのみ可能です。なお、スマートフォンをご利用の方は同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

議決権行使ウェブサイト

<https://www.e-sokai.jp>

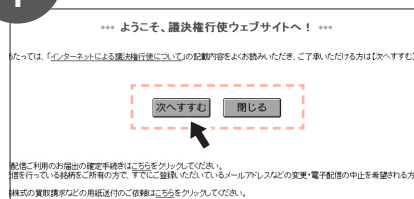
！ ご注意事項

- インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウィルスソフトを設定されている場合、PROXYサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によって、ご利用できない場合もございます。
- 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用（プロバイダー接続料金・通信料金等）は、すべて株主様のご負担となります。また、スマートフォンを含む携帯電話のフルブラウザ機能を用いた議決権行使も可能ですが、機種によってはご利用いただけない場合がありますので、ご了承ください。

【議決権行使ウェブサイト】による方法

STEP 1

ウェブサイトへアクセス



「次へすすむ」をクリック

【スマート行使】による方法

「スマートフォン用議決権行使ウェブサイト」入力不要でアクセスできます。

STEP 1

QRコードを読み取る



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取る

※上記方法での議決権行使は1回に限りです。

一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合

STEP 2 ログイン

*** ログイン ***

●議決権行使コードを入力し、【ログイン】ボタンをクリックしてください。
●議決権行使コードは議決権行使書用紙に記載されています。
【電子メールにより投票権を通知されている株主様の場合は、
投票通知電子メール本文に記載しております】

議決権行使コード:

お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

STEP 3 パスワードの入力

*** パスワード認証 ***

●パスワードを入力し、【次へ】ボタンをクリックしてください。
●パスワードは議決権行使書用紙に記載されています。そのリンクをクリックしてください。
●パスワードをお忘れの場合は、こちらをクリックしてください。

パスワード:

お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック

以降は画面の入力案内に従って
賛否をご入力ください。

ログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」および「パスワード」が

STEP 2 議決権行使方法を選択

スマートフォン
(必須) (推奨)

すべての会社提案議案について「賛成」する

各議案について個別に指示する

すべての会社提案議案について「賛成」する

各議案について個別に指示する

議決権行使ウェブサイト画面が開くので、
議決権行使方法を選択

STEP 3 各議案の賛否を選択

第1号議案
○○○○○○○○の件

第2号議案
○○○○○○○○の件

画面の案内に従って各議案の賛否を選択

画面の案内に従って
行使完了です。

には、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」および「パスワード」を入力ください。

パソコンなどの
操作方法に関する
お問い合わせ先

株主名簿管理人 日本証券代行(株)代理人部ウェブサポート専用ダイヤル

電 話 0120-707-743 (フリーダイヤル)

受付時間 9:00～21:00 (土曜・日曜・祝日も受付)

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、安定した配当を継続して実施していくことを基本に、経営体力強化のため内部留保にも意を用いつつ、以下のとおりとさせていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当行普通株式1株につき25円 総額153,119,250円
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年6月26日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名選任の件
取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（7名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）7名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当行における地位等
1	重任 さとう せいいちろう 佐藤 清一郎	取締役頭取執行役員 (代表取締役)
2	重任 なかの しんすけ 中野 慎介	取締役専務執行役員 (代表取締役)
3	重任 しぎょう けんじ 執行 謙二	取締役常務執行役員 企画本部長
4	重任 つるく ひろゆき 鶴久 博幸	取締役常務執行役員 営業本部長
5	重任 かねこ すえみ 金子 末見	取締役常務執行役員
6	重任 ふじさき ゆういちろう 藤崎 勇一郎	取締役上席執行役員 本店営業部長 兼十三部支店長 兼上津支店長
7	重任 あそう わたる 麻生 渡 社外 独立役員	社外取締役

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当行株式の数
1	さ とう せいいちろう 佐 藤 清一郎 (1949年 2 月 3 日生) 重任	1971年 4 月 日本勧業銀行入行 1995年 5 月 第一勧業銀行今治支店 長 1997年 4 月 同行資金証券部長 1998年 5 月 同行証券企画部長 1999年 6 月 同行取締役欧州支配人 兼ロンドン支店長 2002年 4 月 みずほコーポレート銀 行常務執行役員欧州地 域統括 2004年 4 月 みずほ証券代表取締役 副社長 2006年 4 月 当行顧問就任 2006年 6 月 当行取締役副頭取 2009年 4 月 当行取締役頭取（代表 取締役） 2017年 6 月 当行取締役頭取執行役 員（代表取締役） 現在に至る (監査部担当)	11,400株
《取締役候補者とした理由》 都市銀行および系列証券会社において、国内営業、国際業 務、証券業務の要職を幅広く歴任し、2006年6月から当 行副頭取、2009年4月より当行代表取締役頭取を務めて おり、銀行の経営管理を的確、公正、かつ効率的に遂行す ることができる知識や経験を有しております。これまでの 実績を踏まえ、引き続き、こうした経験や知見を取締役会 に活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能 の強化に貢献できる人物として、取締役候補者としたしま した。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当行株式の数
2	なか の しん すけ 中 野 慎 介 (1958年 9月15日生) 重任	1981年 4 月 当行入行 2000年 5 月 当行大善寺支店長 2003年 4 月 当行吉井支店長 2006年 4 月 当行黒崎支店長 2007年11月 当行鳥栖支店長 2009年 4 月 当行日吉町支店長 2010年 7 月 当行執行役員人事部長 2012年 6 月 当行取締役人事部長 2014年 6 月 当行常務取締役 2017年 6 月 当行取締役常務執行役員 2019年 6 月 当行取締役専務執行役員（代表取締役） 現在に至る （経営管理部、融資部 担当）	2,900株
《取締役候補者とした理由》 1981年入行後、鳥栖支店長、日吉町支店長、執行役員人事部長を歴任し、銀行全般の知識、経験が豊富であり、また、2012年から取締役に務めており、その職務・職責を適切に果たしております。これまでの実績を踏まえ、引き続き、銀行経営に関する経験や知見を取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献できる人物として、取締役候補者としたしました。			

候補者 番 号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当行株式の数
3	し ぎょう けん じ 執 行 謙 二 (1961年 3 月 3 日生) 重任	1984年 4 月 日本銀行入行 2006年10月 同行政策委員会室企画 役 2009年 9 月 同行総務人事局企画役 2012年 7 月 当行入行 営業統括部 付部長 2014年 6 月 当行総合企画部長 2014年 7 月 当行執行役員総合企画 部長 2015年 6 月 当行取締役総合企画部 長 2017年 6 月 当行取締役上席執行役 員総合企画部長兼総務 部長 2018年 6 月 当行取締役常務執行役 員総合企画部長 2019年 4 月 当行取締役常務執行役 員企画本部長 現在に至る (企画本部、システム 部担当)	900株
《取締役候補者とした理由》 日本銀行において政策委員会室で金融政策決定会合の事務局を務めるなど28年に亘る豊富な勤務経験に加え、当行入行後も、営業統括部付部長、総合企画部長を歴任し、金融における知識、経験が豊富であり、また、2015年から取締役を務めており、その職務・職責を適切に果たしております。これまでの実績を踏まえ、引き続き、銀行経営に関する経験や知見を取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献できる人物として、取締役候補者としたしました。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当行株式の数
4	つる く ひろ ゆき 鶴 久 博 幸 (1963年 7月7日生) 重任	1986年4月 当行入行 2008年4月 当行大野支店長 2011年4月 当行千早支店開設準備 委員長 2011年11月 当行千早支店長 2014年6月 当行鳥栖支店長 2015年7月 当行執行役員鳥栖支店 長 2016年6月 当行執行役員福岡支店 長 2017年4月 当行執行役員福岡営業 部長 2017年5月 当行執行役員福岡営業 部長兼赤坂門支店長 2017年6月 当行取締役上席執行役 員福岡営業部長兼赤坂 門支店長 2018年4月 当行取締役上席執行役 員営業統括部長 2019年4月 当行取締役上席執行役 員営業本部長 2019年6月 当行取締役常務執行役 員営業本部長 現在に至る (営業本部担当)	2,300株
《取締役候補者とした理由》 1986年入行後、千早支店長、鳥栖支店長、福岡支店長 (2017年4月に福岡営業部に改組) を歴任し、銀行全般の 知識、経験が豊富であり、また、2017年から取締役を務 めており、その職務・職責を適切に果たしております。こ れまでの実績を踏まえ、引き続き、銀行経営に関する経験 や知見を取締役会において活かすことにより、取締役会の 意思決定機能や監督機能の強化に貢献できる人物として、 取締役候補者いたしました。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当行株式の数
5	かね こ すえ み 金 子 末 見 (1962年 9月13日生) 重任	1985年 4 月 当行入行 2005年 4 月 西新町支店長 2008年 4 月 筑後支店長 2010年 7 月 ソリューション事業部 長 2014年 7 月 執行役員ソリューション事業部長 2017年 6 月 上席執行役員本店営業 部長兼十三部支店長 2017年11月 上席執行役員本店営業 部長兼十三部支店長 兼上津支店長 2019年 6 月 当行取締役常務執行役 員 現在に至る (資金証券部、事務部 担当)	800株
《取締役候補者とした理由》 1985年入行後、西新町支店長、筑後支店長、ソリューション事業部長、本店営業部長を歴任し、銀行全般の知識、経験が豊富であり、また、2019年から取締役を務めており、その職務・職責を適切に果たしております。これまでの実績を踏まえ、銀行経営に関する経験や知見を取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献できる人物として、取締役候補者といいたしました。			

候補者 番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当行株式の数
6	ふじ さき ゆういちろう 藤 崎 勇一郎 (1962年 1月25日生) 重任	1986年 4 月 当行入行 2005年 6 月 小郡支店長 2007年11月 黒崎支店長 2011年 7 月 鳥栖支店長 2014年 6 月 人事部長 2015年 7 月 執行役員人事部長 2017年 6 月 上席執行役員人事部長 2018年 4 月 上席執行役員福岡営業 部長兼赤坂門支店長 2019年 6 月 取締役上席執行役員本 店営業部長兼十三部支 店長兼上津支店長 現在に至る	900株
《取締役候補者とした理由》 1986年入行後、小郡支店長、黒崎支店長、鳥栖支店長、人事部長、福岡営業部長を歴任し、銀行全般の知識、経験が豊富であり、また、2019年から取締役を務めており、その職務・職責を適切に果たしております。これまでの実績を踏まえ、銀行経営に関する経験や知見を取締役会において活かすことにより、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献できる人物として、取締役候補者いたしました。			

候補者 番 号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当行株式の数
7	あ そ う わたる 麻 生 渡 (1939年 5 月15日生) 重任 社外 独立 役員	1963年 4 月 通商産業省入省 1978年 5 月 外務省在英日本大使館参事官（在ロンドン） 1989年 7 月 近畿通商産業局長 1991年 6 月 通商産業省商務流通審議官 1992年 6 月 特許庁長官 1995年 4 月 福岡県知事 2005年 2 月 全国知事会長 2011年 4 月 福岡県知事退任（四期16年） 2011年 4 月 全国知事会長退任（三期6年） 2012年 5 月 一般財団法人九州地域産業活性化センター会長 2012年 6 月 福岡空港ビルディング株式会社代表取締役社長 2012年 6 月 一般財団法人九州産業技術センター会長 2014年 6 月 当行（社外）取締役 現在に至る	0株
《社外取締役候補者とした理由》 特許庁長官、福岡県知事、各種企業経営等での要職を務めた実績を有しております。こうした豊富な経験や知見を、社外取締役として経営陣から独立した立場で取締役会において活かすことにより、引き続き、取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献できる人物として、社外取締役候補者としたしました。			

- (注) 1. 各候補者と当行の間に特別の利害関係はありません。
2. 麻生渡氏は社外取締役候補者であります。
3. 麻生渡氏は現在当行の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって6年となります。
4. 当行は麻生渡氏を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員（社外取締役）として届け出ておりますが、本総会において同氏の選任が承認可決され社外取締役として就任した場合、引続き、同氏を独立役員として指定する予定であります。

5. 当行は麻生渡氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約（責任限定契約）を締結しております。本総会において、同氏の選任が承認可決された場合は、本契約を継続する予定であります。

6. 監査等委員会の取締役の選任および報酬等についての意見の概要は以下のとおりであります。

監査等委員会は、各候補者について取締役会全体の実効性の観点から、慎重な検討を行いました。その結果、取締役としての職責と役割を果たしうる適切な人選がなされていると判断していますので、指摘すべき事項はありません。なお、取締役の報酬等についても検討を行った結果、当該報酬等は相当であると判断しました。

第3号議案 監査等委員である取締役5名選任の件

監査等委員である取締役全員（5名）は本總會終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、監査等委員である取締役5名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名	現在の当行における地位等
1	重任 りゅう 龍 けん 憲 いち 一	取締役監査等委員
2	新任 いけ 池 べ 部 すずむ 晋	上席執行役員資金証券部長
3	重任 たち 立 ばな 花 よう 洋 すけ 介 社外 独立役員	社外取締役監査等委員
4	重任 はし 橋 だ 田 こう 紘 いち 一 社外 独立役員	社外取締役監査等委員
5	重任 なが 永 た 田 けん 見 せい 生 社外 独立役員	社外取締役監査等委員

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当行株式の数
1	りゅう けん いち 龍 憲 一 (1950年 7月23日生) 重任	1974年 4 月 第一勧業銀行入行 1992年10月 同行辻堂支店長 1995年 4 月 同行町田支店長 1999年10月 同行浜松支店長 2002年 4 月 みずほ銀行宝くじ部長 2004年 5 月 当行入行 総合企画部 付部長 2005年 7 月 当行執行役員総合企画 部長 2007年 6 月 当行取締役本店営業部 長 2009年 4 月 当行常務取締役 2014年 6 月 当行常勤監査役 2016年 6 月 当行取締役（監査等委 員） 現在に至る 《監査等委員である取締役候補者とした理由》 都市銀行において要職を務めた豊富な勤務経験に加え、当 行入行後も、執行役員総合企画部長、取締役本店営業部 長、常務取締役を歴任し、銀行全般の知識、経営の立場で の経験が豊富であり、また、2014年から常勤監査役、 2016年から監査等委員である取締役を務めており、その 職務・職責を適切に果たしております。これまでの実績を 踏まえ、引き続き、銀行経営に関する経験や知見を監査等 委員として監査業務に活かすとともに、取締役会の意思決 定機能や監督機能の強化に貢献できる人物として、監査等 委員である取締役候補者といたしました。	10,710株

候補者 番 号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当行株式の数
2	いけ べ すずむ 池 部 晋 (1960年 9 月 1 日生) 新任	1984年 3 月 大分大学経済学部卒 1984年 4 月 当行入行 2013年 5 月 証券国際部長 2013年 7 月 資金証券部長 2015年 7 月 執行役員資金証券部長 2017年 6 月 上席執行役員資金証券 部長 現在に至る	1,100株
	《監査等委員である取締役候補者とした理由》 1984年入行後、資金証券部長を歴任し、銀行全般の知識、 経験が豊富であり、また、2017年から上席執行役員を務 めており、その職務・職責を適切に果たしております。こ れまでの実績を踏まえ、銀行経営に関する経験や知見を監 査等委員として監査業務に活かすとともに、取締役会の意 思決定機能や監督機能の強化に貢献できる人物として、監 査等委員である取締役候補者いたしました。		
3	たち ばな よう すけ 立 花 洋 介 (1953年 9 月 6 日生) 重任 社外 独立 役員	1977年 4 月 松下電器産業(株) (現在 は、パナソニック(株)) 入社 1981年11月 等松・青木監査法人 (現在は、有限責任監 査法人トーマツ) 入所 1985年 8 月 公認会計士登録 1985年 9 月 立花公認会計士事務所 設立 2013年 6 月 当行 (社外) 監査役 2015年10月 税 理 士 法 人 TACHIBANA代表社員 2016年 6 月 当行 (社外) 取 締 役 (監査等委員) 現在に至る	0株
	《監査等委員である社外取締役候補者とした理由》 公認会計士としての専門的な会計知識と長年に亘る豊富な 実務経験に加え、企業経営を統括する十分な見識を有して おります。こうした豊富な経験や知見を、引き続き、監査 等委員として監査業務に活かすとともに、社外取締役とし て経営陣から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監 督機能の強化に貢献できる人物として、監査等委員である 社外取締役候補者いたしました。		

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当行株式の数
4	は し だ こう いち 橋 田 紘 一 (1942年 9 月29日生) 重任 社外 独立 役員	1966年 4 月 九州電力(株)入社 2001年 6 月 九州電力(株)常務取締役 2007年 6 月 (株)九電工代表取締役社 長 2013年 6 月 (株)九電工代表取締役会 長 2014年 6 月 (株)九電工取締役相談役 2015年 6 月 (株)九電工相談役 2016年 6 月 当行 (社 外) 取 締 役 (監査等委員) 現在に至る	0株
《監査等委員である社外取締役候補者とした理由》 長年にわたり企業経営に携わってきた経験や幅広い見識を有しております。こうした豊富な経験や知見を、引き続き、監査等委員として監査業務に活かすとともに、社外取締役として経営陣から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献できる人物として、監査等委員である社外取締役候補者といたしました。			

候補者 番 号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当行株式の数
5	なが た けん せい 永 田 見 生 (1949年 2 月 8 日生) 重任 社外 独立 役員	1977年11月 久留米大学医学部整形 外科学 助手 1998年 4 月 久留米大学医学部整形 外科学 教授 2000年 6 月 久留米大学医学部整形 外科学 講座主任教授 2005年 4 月 久留米大学病院副院長 2009年 4 月 久留米大学医学部長 2012年 1 月 久留米大学学長 2012年11月 久留米大学名誉教授 2017年 1 月 学校法人久留米大学理 事長 2018年 6 月 当行 (社外) 取締役 (監査等委員) 現在に至る 《監査等委員である社外取締役候補者とした理由》 長年にわたる医学者としての幅広い学識と経験に加え、地 元の大学の経営に携わってきた経験や幅広い見識を有して おります。こうした豊富な経験や知見を、引き続き、監査 等委員として監査業務に活かすとともに、社外取締役とし て経営陣から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監 督機能の強化に貢献できる人物として、監査等委員である 社外取締役候補者といいたしました。	0株

- (注) 1. 各候補者と当行の間に特別の利害関係はありません。
2. 立花洋介氏、橋田紘一氏および永田見生氏は社外取締役候補者であります。
3. 当行は立花洋介氏、橋田紘一氏および永田見生氏を福岡証券取引所の定めに基づく独立役員（社外取締役）として届け出ております。本議案が承認可決され、立花洋介氏、橋田紘一氏および永田見生氏が監査等委員である取締役として就任した場合には、同氏らを福岡証券取引所の定めに基づく独立役員（社外取締役）として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
4. 当行は、立花洋介氏、橋田紘一氏および永田見生氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約（責任限定契約）を締結しております。本総会において、同氏らの取締役選任議案が承認可決された場合は、本契約を継続する予定であります。
5. 立花洋介氏および橋田紘一氏は、現在、当行の監査等委員である社外取締役であり、監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。永田見生氏も同じく、当行の監査等委員である社外取締役であり、監査等委員である社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年となります。

第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当 行 株 式 の 数
にし むら かず よし 西 村 和 芳 (1947年 4 月 3 日生)	1977年11月 西村和芳土地家屋調査士事務所代表 1979年 8 月 第一不動産株式会社 代表取締役 現在に至る	700株
《補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由》 不動産からみた経済情勢分析に対する専門的知見に加えて、これまでの豊富な経営コンサルティングの経験を監査等委員として監査業務に活かすとともに、社外取締役として経営陣から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の強化に貢献できる人物として、補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした。		

- (注) 1. 候補者と当行の間で経営顧問契約を締結しております。
なお、西村和芳氏へ支払っている経営顧問料は営業経費の0.01%以下であります。
2. 西村和芳氏は、補欠の社外取締役候補者であります。また、本決議の効力は次期定時株主総会開催の時までとします。
3. 法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなり、西村和芳氏が監査等委員である取締役に就任した場合には、福岡証券取引所の定めに基づく独立役員（社外取締役）として指定し、同取引所に届け出る予定であります。また、西村和芳氏との間で締結しております経営顧問契約を解除する予定であります。
4. 西村和芳氏が社外の監査等委員である取締役に就任した場合には、当行は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約（責任限定契約）を締結する予定であります。

第5号議案 取締役等に対する株式報酬等の額および内容決定の件

1. 提案の理由

当行は、現在、当行の取締役（監査等委員である取締役、及びそれ以外の取締役のうち社外取締役である者を除きます。以下、断りがない限り、本議案において同じとします。）及び執行役員（以下、取締役とあわせて「取締役等」といいます。）を対象とした株式報酬制度としてストックオプションを導入しておりますところ、本議案は、かかるストックオプション制度に代えて、当行の取締役等に対する新たな株式報酬制度として「株式給付信託（BBT（＝Board Benefit Trust））」（以下「本制度」といいます。）を導入することについて、ご承認をお願いするものであります。

本制度の導入は、取締役等の報酬と当行の株式価値との連動性をより明確にし、取締役等が株価上昇によるメリットのみならず、株価下落リスクまでも株主の皆様と共有することで、当行の中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としております。当行としては、かかる目的に照らし、本議案の内容は相当であるものと考えております。

本議案は、2016年6月28日開催の第92期定時株主総会においてご承認をいただきました取締役（監査等委員である取締役を除きます。）の報酬額（年額204百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）（以下、「既存金銭報酬枠」といいます。）とは別枠として、新たな株式報酬を当行の取締役に対して支給するため、報酬等の額についてのご承認をお願いするものです。なお、本制度の詳細につきましては、下記2. の枠内で、取締役会にご一任頂きたいと存じます。

また、当行は、2016年6月28日開催の第92期定時株主総会において、既存金銭報酬枠とは別枠として、当行取締役にストックオプションとして割り当てる新株予約権に関する報酬等の額を年額70百万円以内とする旨及び当該新株予約権の具体的な内容（以下、「既存ストックオプション報酬枠」といいます。）をご承認いただいておりますが、本議案の承認可決を条件として、既存ストックオプション報酬枠を廃止するとともに、取締役に付与済みのストックオプションとしての新株予約権で未行使のものにつきましては、本制度に基づく応分のポイントを付与することを条件として、当該取締役に

いて権利放棄することといたします。

現時点において、本制度の対象となる取締役は6名ですが、第2号議案が原案通り承認可決されまると、本制度の対象となる取締役は6名となります。

また、本制度は執行役員も対象としており、本制度に基づく報酬には、執行役員に対する報酬も含まれます。本議案では対象となる執行役員が本制度の対象期間中に新たに取締役に就任する可能性があることを踏まえ、本制度に基づく報酬の全体につき、取締役等の報酬等として、その額および内容を提案するものであります。

2. 本制度に係る報酬等の額及び内容

(1) 本制度の概要

本制度は、当行が拠出する金銭を原資として当行株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役等に対して、当行が定める役員株式給付規程に従って、当行株式及び当行株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下「当行株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。

(2) 信託金額（報酬等の額）

本議案をご承認いただくことを条件として、当行は、2021年3月末日で終了する事業年度から2025年3月末日で終了する事業年度までの5事業年度（以下、当該5事業年度の期間を「当初対象期間」といい、当初対象期間及び当初対象期間の経過後に開始する5事業年度ごとの期間を、それぞれ「対象期間」といいます。）及びその後の各対象期間を対象として本制度を導入し、取締役等への当行株式等の給付を行うため、本信託による当行株式の取得の原資として、以下の金銭を本信託に拠出いたします。

まず、当行は、本信託設定時に、当初対象期間に対応する必要資金として、550百万円（うち取締役分として440百万円）を上限とした資金を本信託に拠出いたします。なお、本制度導入に伴い、取締役等に付与済みのストックオプションとしての新株予約権で未行使のものにつきましては、本制度に基づく応分のポイントを付与することを条件として、当該ストックオプションを有する各取締役等において権利放棄し、本制度に移行することとするため、当初対象期間に係る上記信託拠出額は、その点を勘案して

算出しております。

また、当初対象期間経過後も、本制度が終了するまでの間、当行は、原則として対象期間ごとに、350百万円（うち取締役分として280百万円）を上限として本信託に追加拠出することとします。ただし、かかる追加拠出を行う場合において、信託財産内に残存する当行株式（直前までの各対象期間に関して取締役等に付与されたポイント数に相当する当行株式で、取締役等に対する給付が未了であるものを除きます。）及び金銭（以下、当行株式とあわせて「残存株式等」といいます。）があるときは、残存株式等の金額（当行株式については、直前の対象期間の末日における帳簿価額とします。）と追加拠出される金銭の合計額は、350百万円（うち取締役分として280百万円）を上限とします。

なお、当行は、当初対象期間を含む対象期間中、当該対象期間における拠出額の累計額が上述の各上限額に達するまでの範囲内において、複数回に分けて、本信託への資金の拠出を行うことができるものとします。

(3) 当行株式の取得方法及び取得株式数

本信託による当行株式の取得は、上記（2）により拠出された資金を原資として、取引所市場を通じて又は当行の自己株式処分を引き受ける方法によりこれを実施することとし、新株発行は行いません。

なお、当初対象期間につきましては、本信託設定後遅滞なく、290,000株を上限として取得するものとします。

(4) 取締役等に給付される当行株式等の数の算定方法

取締役等には、各事業年度に関して、役員株式給付規程に基づき役位を勘案して定まる数のポイントが付与されます。取締役等に付与される1事業年度当たりのポイント数の合計は、40,000ポイントを上限とします。これは、現行の役員報酬の支給水準、取締役等の員数の動向と今後の見込み等を総合的に考慮して決定したものであり、相当であるものと判断しております。

なお、かかる役位を勘案して付与されるポイントとは別途、当初対象期間においては、上記（2）のとおり、各取締役等において放棄することとなる付与済みのストックオプションの代替としてのポイント付与を予定しております。ストックオプションの代

替として付与されるポイントの数は、各取締役等において放棄することとなる付与済みのストックオプションの個数及び内容を勘案のうえ決定するものとし、その合計は、90,000ポイントを上限とします。かかるポイント付与は、本信託設定後、遅滞なく行うことを予定しております。

なお、取締役等に付与されるポイントは、下記（５）の当行株式等の給付に際し、１ポイント当たり当行普通株式１株に換算されます（ただし、本議案をご承認いただいた後において、当行株式について、株式分割、株式無償割当て又は株式併合等が行われた場合には、その比率等に応じて、ポイント数の上限及び付与済みのポイント数又は換算比率について合理的な調整を行います。）。

下記（５）の当行株式等の給付に当たり基準となる取締役等のポイント数は、原則として、退任時までに当該取締役等に付与されたポイント数に退任事由別に設定された所定の係数（１を超えないものとします。）を乗じて得たポイント数とします（以下、このようにして算出されたポイントを、「確定ポイント数」といいます。）。

（５）当行株式等の給付

取締役等が退任し、役員株式給付規程に定める受益者要件を満たした場合、当該取締役等は、所定の受益者確定手続を行うことにより、原則として上記（４）に記載のところに従って定められる「確定ポイント数」に応じた数の当行株式について、退任後に本信託から給付を受けます。ただし、役員株式給付規程に定める要件を満たす場合は、一定割合について、当行株式の給付に代えて、当行株式の時価相当の金銭給付を受けます。なお、金銭給付を行うために、本信託により当行株式を売却する場合があります。

以 上

（添付書類）

第96期（2019年4月1日から 2020年3月31日まで）事業報告

1. 当行の現況に関する事項

（1）事業の経過及び成果等

（銀行の主要な事業内容）

当行は福岡県を主要な営業基盤として、預金業務、貸出業務、有価証券投資業務、内国為替業務、外国為替業務のほか、信託業務、国債等公共債・証券投資信託及び保険商品の窓口販売等の業務、並びにこれらに付随する業務を行い、お客さまに多様な金融商品やサービスを提供しております。

（金融経済環境）

当事業年度のわが国経済は、通商問題等を背景に輸出に弱さがみられたものの、政府の経済対策などから企業収益は底堅い動きを示し、雇用情勢も改善するなど緩やかな回復が続いていました。しかしながら、年度末にかけ新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、景気が足元で大幅に下押しされ、厳しい状況となりました。また、新型コロナウイルス感染症の世界的大流行により、海外経済も米国、中国および欧州などでは軒並み経済活動が抑制され急速に景気が減速し、先行きに対する警戒感が一段と強まりました。

金融情勢については、米中貿易摩擦や英国のEU離脱、中東情勢の不安定化に加え、新型コロナウイルス感染症の影響などから欧米・中国の中央銀行における金融緩和に向けた動きが続きました。国内では日本銀行による超低金利政策が継続され、当事業年度末には、長期金利の指標である新発10年物国債利回りは0.0%台、ドル円相場は108円台、日経平均株価は18,900円台となりました。

当行の営業基盤である福岡県内の経済も、全体的には緩やかな拡大基調にありましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い当事業年度末にかけ景気は急速にスローダウンし、海外景気の下振れリスクも増大していることなどから、厳しい見方が広がりました。

(事業の経過及び成果)

以上のような金融経済環境のもと、当事業年度に実施した主な施策は以下のとおりです。

アライアンス戦略の強化

当行は「地域金融機関との共創による、地域社会の活性化を通じた地方創生への貢献」を社会的使命の一つとして掲げるＳＢＩグループとの連携をより一層強化するため、2020年１月にＳＢＩホールディングス株式会社との間で資本業務提携に関する契約を締結しました。当行とＳＢＩグループの間では、既に２年超に亘って幅広い分野において連携を強化して参りました。こうした信頼関係を前提に、戦略的パートナーとして、同グループが持つテクノロジーやノウハウを活かして当行自身のコスト削減や資金運用の高度化を実現するとともに、お客さまに対しては質の高いサービスを提供し更なる地方創生と地域経済の活性化に取り組んで参ります。

ソリューション提案強化の取り組みとして、当行は株式会社トランビとＭ＆Ａに係るビジネスマッチング契約を締結しました。当行は、同社がＷＥＢサイト上で提供する全国ベースのＭ＆Ａマッチングプラットフォームを取引先に紹介し、Ｍ＆Ａを活用した事業承継や事業拡大等のニーズを持つ取引先を支援して参ります。

また、当行子会社の株式会社ちくぎんテクノシステムズ(以下、「ＣＴＳ」という。)は、Ｅコマースプラットフォームを提供するＢＡＳＥ株式会社と業務提携しました。本提携では、地域のお客さまに、ＥＣサイトの立ち上げや起業支援を行うことで、取引先の情報発信力を高め、地域潜在力の具現化を支援します。更に、ＣＴＳは、ＳＢＩビジネス・ソリューションズ株式会社および株式会社テクノ・カルチャー・システムと業務提携しました。本提携では、クラウド型ワークフローシステム「承認Ｔｉｍｅ」を取引先に紹介し、業務のＩＴ化や生産性向上等を支援して参ります。

当行の業務提携会社である株式会社アジア福岡パートナーズ(以下、「ＡＦＰ」という。)は、専門人材の採用を支援するアスタミューゼ株式会社と業務提携しました。当行は、ＡＦＰを通じ、アスタミューゼ株式会社が運営する専門人材マッチングサービスを取引先に紹介し、取引先

の事業展開に必要な専門人材の採用を支援して参ります。

昨年8月には、当行並びに九州電力のほか、SBIホールディングス株式会社とSBIグループ投資先企業が協働し、福岡県宗像市で開催された第6回宗像国際環境会議において、地域電子通貨「常若通貨(とこわかつつか)」の提供を実現しました。ブロックチェーン(分散型台帳技術)を使った電子通貨の提供は、九州の金融機関としては初めての取り組みでありました。当行は今後も、以上のようなアライアンスを通して地域社会の活性化に取り組んで参ります。

商品・サービス等の拡充

個人のお客さま向けの新たな商品・サービスとして、スマートフォン向けアプリである「ちくぎんアプリ」に残高照会および入出金明細照会機能を追加したほか、SBI損害保険株式会社と損害保険代理店委託契約を締結し、「SBI損保のがん保険 自由診療タイプ」の取り扱いを開始しました。同商品は、公的保険診療の対象となるがん治療費の自己負担分に加えて、先進医療および自由診療の対象となるがん治療費も実額補償する保険であり、当行のWEBサイトを通じて保険のお見積りからご契約までWEBサイト上で完結できる仕組みとなっております。当行は今後も、お客さまの多様なニーズにお応えし、よりご満足いただける新しい商品・サービスの提供に努めて参ります。

法人・個人事業主のお客さま向けの取り組みとして、既存の「ちくぎん地域活性化ファンド」への追加出資および融資枠の追加設定を行いました。当ファンドは、バイオ・医療・介護・アグリ事業など地域の特性を活かした事業や、IT関連、再生可能エネルギー事業など成長産業分野のほか、後継者不足による事業承継および経営改善・事業再生等に取り組んでいるお客さまの資金ニーズに対して、融資に加えて出資によるリスクマネーの供給を積極的に行うこととしております。また、CSR私募債「ちくぎん地域応援私募債」を当事業年度に8件受託しました。本私募債は、お客さまの資金ニーズにお応えすると同時に、私募債発行額の0.2%相当額の物品又は金銭を教育機関等に寄贈することで地域社会を応援する仕組みとなっております。当行は今後も地域社会の活性化を通じた地方創生への貢献に努めて参ります。

新型コロナウイルス感染症への対応

当行は新型コロナウイルスの感染拡大により影響を受けられたお客さまをご支援するため、当行本支店の窓口でご相談の受付を行うほか、土日祝日にご利用いただける専用フリーダイヤルを設置しました。また、「新型コロナウイルス感染症対応特別融資」および対象ローン商品について金利を0.5%割引く特別金利の取り扱いを開始しました。

本部組織の見直し

本部組織のスリム化、フラット化、多能化を企図し、本部制を一部導入しました。「企画本部」に人事グループ、総務グループ、企画グループ、デジタル戦略グループ、東京事務所を置き、「営業本部」に営業推進グループ、ソリューション事業グループ、国際営業グループを設置しました。バックオフィスセンター、長崎開発室を除く、これまで「室」として行っていた業務は上位の部あるいは「グループ」へ統合し、「チーム」としました。この結果、12部1事務所9室から、2本部6部2室に集約となりました。また、次年度には更に本部組織の見直しを進める予定です。

営業店舗等

営業店舗については、新設・廃止ともになく、店舗数は44か店と変動ありませんが、雑餉隈支店を博多支店内に移転しました。なお、昨年7月に東合川支店を近隣地へ移転しました。新店舗は、お客さまの大切な財産を安全にお守りする全自動貸金庫や多目的トイレ、スロープ等バリアフリーに配慮するなど機能面を充実させております。

店舗外現金自動設備については、4か所廃止しましたので35か所39台となりました。

基幹系システムの基盤更改

基幹系システムの基盤更改については、日本ユニシス株式会社の協力体制のもと、安全で効率的なシステムの構築に向けて準備を進め、本年1月13日より新基盤へ移行を終え、同日から稼働を開始しました。これにより、勘定系A P Iの開放やシステムの24時間運用が可能となりました。

以上のような諸施策を講じ、経営体質の強化に努めた結果、業績は次のとおりとなりました。

預金・譲渡性預金

預金は、資金調達のコアとなる個人預金が増加したことに加えて公金預金も増加したことから、期末残高は前年度末比32億円増加の6,956億円となりました。一方、譲渡性預金は前年度末比54億円減少の98億円となりました。

貸 出 金

貸出金は、地元の中小・中堅企業や個人事業主を中心とした取引の拡大や、住宅ローンをはじめとした個人のお客さまの資金ニーズにお応えするなど積極的な営業活動に努めた結果、中小企業等向けなどの貸出金が増加したことから、期末残高は前年度末比143億円増加の5,065億円となりました。

有 価 証 券

有価証券は、短期から長期までの国債金利がマイナスとなっている投資環境が続いており、国債や地方債が減少したことなどから、期末残高は前年度末比217億円減少の1,790億円となりました。

なお、その他有価証券の評価差額は、株式や投資信託の評価差損が増加したことなどから、前年度末比93億66百万円減少の45億78百万円の評価損となりました。

損 益 状 況

経常収益は、貸出金利息や有価証券利息の減少により資金運用収益が減少したことなどから、前年度比3億33百万円減収の124億36百万円となりました。一方、経常費用は、株式等償却を計上しましたが、営業経費や不良債権の処理費用が減少したことなどから、前年度比2億3百万円減少の115億3百万円となりました。この結果、経常利益は、前年度比1億29百万円減益の9億32百万円となりました。当期純利益は、経常利益が減益となったことなどから、前年度比46百万円減益の6億

92百万円となりました。

(対処すべき課題)

日本経済は、新型コロナウイルス感染症の影響により、足元で大幅に下振れしており、先行き不透明な状況にあります。金融機関を取り巻く経営環境は、日本銀行による超低金利政策の長期化に加えて、他行との競争激化やデジタル社会の急速な進展のほか、フィンテック技術を駆使した異業種企業からの金融サービスへの進出など、厳しい状況が今後も続くと思込まれます。

こうした環境下、従来型の預金・貸出金業務だけではなく、先進的な技術や専門的な知見を有する企業等とのアライアンス強化により、新たなビジネスモデルを構築することが必要であります。当行は、これまで地域のお客さまとの対面営業を通して築き上げた信頼関係を強みとしてきました。今回、アライアンス戦略の一環として、グローバルな資産運用力や新技術を駆使したサービス、システム開発力を擁するSBIグループと資本業務提携したことは、両社の強みを相互に補完することにより、大きな相乗効果を発揮できると考えております。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により、地域経済、社会への影響は深刻化しております。当行はお客さまと職員の健康・安全を最優先に新型コロナウイルスの感染拡大防止に取り組むとともに、お客さまの資金決済やご預金の引き出し、事業資金やローンのお借入や返済に関する支援など金融サービスの提供を続けて参ります。

2018年4月よりスタートさせた「中期経営計画2018」（計画期間2018年4月～2021年3月）は2020年度が最終年度となります。本計画では、前中期経営計画で掲げてきた「地域を興し、ともに成長・発展する銀行」というスローガンを継承し、その実現のための基本方針を、「お客さま本位の徹底」、「地域創生への貢献」、「強靱な経営基盤の構築」としています。これにより、当行の収益力の強化を起点とした「お客さま・地域社会と共に成長・発展する好循環」という中期経営計画に掲げたビジョンを実現します。

当行は今後も、お客さまのお取引満足度の向上に努めるとともに、地銀そのものが地方の有力な金融サービス産業であるとの認識の下、堅実経営を遵守し、地域創生と地域経済の活性化に尽力してまいります。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
預 金	6,656	6,797	6,924	6,956
定期性預金	3,032	2,889	2,805	2,670
その他	3,624	3,908	4,118	4,285
貸 出 金	4,557	4,811	4,922	5,065
個人向け	865	925	952	981
中小企業向け	3,163	3,358	3,445	3,459
その他	528	527	523	624
商 品 有 価 証 券	2	1	0	0
有 価 証 券	2,298	2,066	2,008	1,790
国 債	672	509	147	86
その他	1,626	1,556	1,860	1,703
総 資 産	7,584	7,826	7,854	7,748
内 国 為 替 取 扱 高	54,427	55,853	59,321	59,575
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 314	百万ドル 358	百万ドル 601	百万ドル 287
経 常 利 益	百万円 1,274	百万円 1,709	百万円 1,062	百万円 932
当 期 純 利 益	百万円 911	百万円 1,151	百万円 739	百万円 692
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	円 銭 148 20	円 銭 189 04	円 銭 121 31	円 銭 113 25

注 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しました。2016年度の期首に当該株式併合を実施したと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(3) 使用人の状況

	当 年 度 末	前 年 度 末
使 用 人 数	538人	566人
平 均 年 齢	38年 5 月	37年11月
平 均 勤 続 年 数	16年 0 月	15年 7 月
平 均 給 与 月 額	327 千円	319 千円

- 注 1. 平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 使用人数には、臨時雇員及び嘱託は含まれておりません。
3. 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ 営業所数の推移

	当 年 度 末	前 年 度 末
久 留 米 ブ ロ ッ ク	17店（うち出張所 ー）	17店（うち出張所 ー）
東 部 ブ ロ ッ ク	5店（うち出張所 ー）	5店（うち出張所 ー）
南 部 ブ ロ ッ ク	6店（うち出張所 ー）	6店（うち出張所 ー）
福 岡 ブ ロ ッ ク	15店（うち出張所 ー）	15店（うち出張所 ー）
東 京 支 店	1店（うち出張所 ー）	1店（うち出張所 ー）
合 計	44店（うち出張所 ー）	44店（うち出張所 ー）

注 上記のほか、店舗外現金自動設備を35か所（前年度末39か所）設置しております。

ロ 当年度新設営業所

当年度において営業所の新設はありませんが、雑餉隈支店を博多支店内に移転しました。店舗外現金自動設備は福岡東出張所、久留米南出張所、ポートピアみやき出張所及びゆめタウン筑紫野出張所の4か所を廃止しました。

ハ 銀行代理業者の一覧

該当ありません。

ニ 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当ありません。

(5) 設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

設 備 投 資 の 総 額	595
---------------	-----

注 上記設備投資の総額には、ソフトウェア等の投資342百万円を含めております。それらのうち、当期のその他の経常費用に計上した金額は、212百万円であります。

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

内 容	金 額
事務機械等の新設、拡充、改修	252
旧店舗の売却	38

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ 親会社の状況

該当ありません。

ロ 子会社等の状況

会 社 名	所 在 地	主要業務内容	設 立 年 月 日	資 本 金	当行が有する子会社等の議決権比率	その他
筑銀ビジネスサービス株式会社	久留米市合川町1490番地の9	事 務 受 託 業	1982年12月13日	百万円 10	% 100	
株式会社ちくぎん地域経済研究所	久留米市百年公園1番1号 久留米リサーチセンタービル6階	経 済 調 査 業	1988年1月30日	百万円 30	% 5	
ちくぎんリース株式会社	久留米市東町37番地3	リ ー ス 業	1974年10月9日	百万円 20	% 49.2	
筑邦信用保証株式会社	久留米市東合川5丁目7番33号	保 証 業	1985年10月1日	百万円 30	% 5	
株式会社ちくぎんテクノシステムズ	久留米市東合川5丁目7番33号	コンピュータ関連業	2018年2月16日	百万円 20	% 70	

注 上記5社のうち筑銀ビジネスサービス株式会社及び株式会社ちくぎんテクノシステムズは子会社に該当し、残りの3社は銀行法に基づく子法人等であります。

重要な業務提携の概況

1. 地方銀行64行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
2. 地方銀行64行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
3. 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行64行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
4. SBIホールディングス株式会社との間で、以下の内容による資本業務提携に関する契約を締結しております。
 - ①地域通貨の発行、スタートアップ企業の支援やビジネスマッチング等を通じた地方創生、地域経済の活性化に向けた連携
 - ②SBIマネープラザ株式会社との共同店舗の検討、株式会社SBI証券との金融商品仲介業サービスの強化や事業承継支援・M&Aにおける協業
 - ③マネータップ株式会社、SBIネオファイナンスサービス株式会社及びSBI FinTech Incubation 株式会社などが提供する新規技術の導入及びコスト削減やSBIグループが開発中の次世代システムの共同化の検討
 - ④SBIグループのアセットマネジメント事業への運用資産の委託（資産運用の高度化）を通じた当行の収益力の強化
 - ⑤契約の目的に資する協業・連携の検討及び推進

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2. 会社役員（取締役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏 名	地位及び担当	重要な兼職	その他
佐 藤 清 一 郎	取締役頭取(代表取締役)		
中 野 慎 介	取締役専務執行役員 (代 表 取 締 役)		
執 行 謙 二	取締役常務執行役員 (企 画 本 部 長)		
鶴 久 博 幸	取締役常務執行役員 (営 業 本 部 長)		
金 子 末 見	取締役常務執行役員		
藤 崎 勇 一 郎	取締役上席執行役員 (本店営業部長兼十三部支店長 兼 上 津 支 店 長)		
麻 生 渡	取締役(社外取締役)		注1
龍 憲 一	取締役(常勤監査等委員)		注2
赤 松 乾 次	取締役(監査等委員)		
立 花 洋 介	取締役(社外取締役監査等委員)	公 認 会 計 士	注1、3
橋 田 紘 一	取締役(社外取締役監査等委員)		注1
永 田 見 生	取締役(社外取締役監査等委員)	学校法人久留米大学理事長	注1
(当年度中に退任した役員)			
石 井 智 幸	取締役常務執行役員		2019年 6月26日 退任
川 原 田 光 展	取締役常務執行役員		2019年 6月26日 退任

- 注 1. 麻生渡氏、立花洋介氏、橋田紘一氏及び永田見生氏は、福岡証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。
2. 取締役龍憲一は常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、執行部門の重要な会議に出席する他、重要な各種情報収集や報告の受領等を継続的かつ実効的に行うためであります。
3. 立花洋介氏は、公認会計士として企業会計に精通しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当年度中に退任した役員の地位及び担当は退任時のものであります。

5. 当行は、取締役が担う意思決定機能及び業務執行監督機能と、執行役員が担う業務執行機能について、それぞれの役割と責任を明確化することにより、業務執行に係る機能の強化及び機動性の向上等を図る目的で、2017年6月28日に雇用型の執行役員制度を廃止し、委任型の執行役員制度を導入しております。執行役員（取締役を兼務する執行役員を除く。）は、次のとおりであります。

(年度末現在)

氏 名	役 名	職 名
池 部 晋	上席執行役員	資 金 証 券 部 長
石 橋 智 行	執 行 役 員	日吉町支店長兼くしはら支店長
大 野 齊	執 行 役 員	融 資 部 長
橋 本 賢 治	執 行 役 員	鳥 栖 支 店 長
野 口 光	執 行 役 員	福岡営業部長兼赤坂門支店長

(2) 会社役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区 分	支 給 人 数	報 酬 等
取締役（監査等委員を除く）	9人	135 (30)
取締役（監査等委員）	5人	36
計	14人	172 (30)

- 注 1. 上記金額のほか、使用人兼務取締役の使用人としての報酬その他の職務遂行の対価10百万円を支給しております。
2. 役員賞与金は該当ありません。
3. 報酬等の金額は、() 内に取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する新株予約権（株式報酬型ストック・オプション）に関する報酬等の額を内書きで記載しております。
4. 支給人数には、2019年6月定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役2名を含んでおります。
5. 株主総会で定められた報酬限度額は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員の報酬の最高限度額は年額204百万円以内、監査等委員である取締役全員の報酬の最高限度額は月額6百万円以内、年額72百万円以内であります。また、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）に対する新株予約権（株式報酬型ストック・オプション）に関する報酬等の額は、上記とは別枠にて年額70百万円以内であります。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
麻 生 渡	会社法第427条第1項の規定に基づき、会社法第423条第1項の賠償責任について、その職務を行うにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額をもって損害賠償責任の限度とする契約を締結しております。
立 花 洋 介	
橋 田 紘 一	
永 田 見 生	

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼 職 そ の 他 の 状 況
永 田 見 生	学校法人久留米大学理事長

(2) 社外役員の主な活動状況

氏 名	在任期間	取締役会等への出席状況	取 締 役 会 に お け る 発 言 そ の 他 の 活 動 状 況
麻 生 渡	5年9月	取締役会 17回開催中17回出席	知事等の豊富な経験や幅広い見識からの発言を行っております。
立 花 洋 介	6年9月	取締役会 17回開催中17回出席 監査等委員会 14回開催中14回出席	公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。
橋 田 紘 一	3年9月	取締役会 17回開催中16回出席 監査等委員会 14回開催中13回出席	企業経営の豊富な経験や幅広い見識からの発言を行っております。
永 田 見 生	1年9月	取締役会 17回開催中13回出席 監査等委員会 14回開催中14回出席	学識経験者としての専門的見地からの発言を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の親会社等からの報酬等
報酬等の合計	4人	16	—

注 役員賞与金は該当ありません。

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4. 当行の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

- (1) 株式数 発行可能株式総数 12,000千株
発行済株式の総数 6,249千株(自己株式124千株を含む)
- (2) 当年度末株主数 2,748名
- (3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等 千株	持株比率 %
筑邦銀行従業員持株会	242	3.95
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口4)	200	3.27
SBIホールディングス株式会社	182	2.98
株式会社佐賀銀行	175	2.86
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 九州電力口	161	2.63
再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	147	2.41
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	140	2.29
久光製薬株式会社	138	2.26
西日本鉄道株式会社	136	2.23
株式会社安川電機	134	2.19
株式会社九電工	134	2.19
計	1,660	27.11

注 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、自己株式（124,250株）を控除して計算しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	そ の 他
有限責任監査法人 トーマツ 指定有限責任社員 上田 知範 指定有限責任社員 城戸 昭博	36	監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて、必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について妥当と判断し、これに同意いたしました。

注 当行、子会社及び子法人等が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は36百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の監査の品質、監査遂行にかかる総合的能力、当行からの独立性等の観点から会計監査人の監査機能が不十分と判断した場合、会計監査人に重大な法令等の違反があった場合、その他相当の理由があると判断した場合、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める事由に該当するため解任が相当であると判断した場合、会計監査人を解任いたします。

第96期末 (2020年3月31日現在) 貸借対照表

(単位：百万円)

科 目		金 額	科 目		金 額
(資産の部)			(負債の部)		
現 金	預 け	金 65,034	預	金	695,655
現 預 金	金	9,733	当 座	預 金	28,877
買 入	金 け	55,301	普 通	預 金	388,953
商 品	有 価	451	貯 蓄	預 金	4,000
有 価	品 地	43	通 期	預 金	782
国 地	証 方	43	定 そ の 他 の 預	金	263,458
社 株	証 方	179,047	讓 渡 性 用 の 預	金	9,581
そ の 他 の 証	券 債	8,665	借 入	金	9,861
割 引 手 貸	金 形	40,354	外 国 為 替	金	28,000
手 証 書	付 付	51,081	未 決 外 為 替	金	28,000
当 座	越 越	13,415	未 決 外 為 替	金	1
外 国 他 店 預	替 け	65,530	未 決 外 為 替	金	1
外 国 他 店 預	産 用	506,565	未 決 外 為 替	金	2,104
前 未 融 派 生 商	益 品	6,247	未 決 外 為 替	金	0
金 融 派 生 商	益 品	55,498	未 決 外 為 替	金	59
そ 形 固 定 資	産 物	384,426	未 決 外 為 替	金	202
建 土 一 設 ス 資	地 産	60,393	未 決 外 為 替	金	407
立 地 設 設 ス 資	地 産	1,303	未 決 外 為 替	金	2
無 形 固 定 資	産 物	1,303	未 決 外 為 替	金	243
ソ フ ト ウ ェ ア	産 物	4,731	未 決 外 為 替	金	53
リ ー ス 資 産	産 物	21	未 決 外 為 替	金	1,135
そ の 他 の 無 形 固 定 資	産 物	288	未 決 外 為 替	金	371
前 線 支 貸	産 物	2	未 決 外 為 替	金	138
	産 物	4,418	未 決 外 為 替	金	971
	産 物	8,473	未 決 外 為 替	金	9,359
	産 物	1,874	未 決 外 為 替	金	746,464
	産 物	6,119	未 決 外 為 替	金	8,000
	産 物	218	未 決 外 為 替	金	5,759
	産 物	0	未 決 外 為 替	金	5,759
	産 物	261	未 決 外 為 替	金	17,524
	産 物	161	未 決 外 為 替	金	2,724
	産 物	111	未 決 外 為 替	金	14,799
	産 物	16	未 決 外 為 替	金	7,400
	産 物	33	未 決 外 為 替	金	7,399
	産 物	472	未 決 外 為 替	金	△290
	産 物	964	未 決 外 為 替	金	30,993
	産 物	9,359	未 決 外 為 替	金	△4,578
	産 物	△1,782	未 決 外 為 替	金	1,775
資 産 の 部 合 計		774,828	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計		774,828

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

第96期 (2019年 4 月 1 日から 2020年 3 月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額
経常収益		12,436
資金運用収益	8,243	
貸出金利息	6,661	
有価証券利息配当金	1,471	
コールローン利息	0	
預け金利息	109	
その他の受入利息	0	
役務取引等収益	1,820	
受入為替手数料料	702	
その他の役務収益	1,118	
その他業務収益	1,429	
外国為替売買益	33	
国債等債券売却益	1,395	
その他経常収益	942	
償却債権取立益	0	
株式等売却益	828	
その他の経常収益	113	
経常費用		11,503
資金調達費用	123	
預金利息	106	
譲渡性預金利息	4	
コールマネー利息	△0	
借用金利息	0	
その他の支払利息	13	
役務取引等費用	1,094	
支払為替手数料料	224	
その他の役務費用	869	
その他業務費用	7	
商品有価証券売買損	0	
国債等債券売却損	7	
営業経費用	8,208	
その他経常費用	2,069	
貸倒引当金繰入額	600	
貸出金償却	8	
株式等売却損	535	
株式等償却	573	
その他の経常費用	351	
経常利益		932

(単位：百万円)

科 目		金	額
特 別 利 益			126
特 別 固 定 資 産 処 分 益		126	
特 別 損 失			127
特 別 固 定 資 産 処 分 損 失		6	
減 損 損 失		120	
税 引 前 当 期 純 利 益			931
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		82	
法 人 税 等 調 整 額		156	
法 人 税 等 合 計			238
当 期 純 利 益			692

第96期末 (2020年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	65,057	預 金	694,676
買 入 金 銭 債 権	451	譲 渡 性 預 金	9,151
商 品 有 価 証 券	43	借 用 金	35,589
有 価 証 券	178,609	外 国 為 替	1
貸 出 金	503,315	そ の 他 負 債	3,668
外 国 為 替	1,303	退 職 給 付 に 係 る 負 債	535
リース債権及びリース投資資産	9,422	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	86
そ の 他 資 産	10,525	偶 発 損 失 引 当 金	138
有 形 固 定 資 産	8,727	再評価に係る繰延税金負債	971
建 物	1,898	支 払 承 諾	9,359
土 地	6,297	負 債 の 部 合 計	754,178
リ ー ス 資 産	5	(純資産の部)	
建 設 仮 勘 定	0	資 本 金	8,000
その他の有形固定資産	526	資 本 剰 余 金	5,779
無 形 固 定 資 産	166	利 益 剰 余 金	19,124
ソ フ ト ウ ェ ア	130	自 己 株 式	△290
その他の無形固定資産	35	株 主 資 本 合 計	32,613
退 職 給 付 に 係 る 資 産	335	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△4,570
繰 延 税 金 資 産	1,100	土 地 再 評 価 差 額 金	1,775
支 払 承 諾 見 返	9,359	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△151
貸 倒 引 当 金	△2,000	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	△2,946
		新 株 予 約 権	173
		非 支 配 株 主 持 分	2,401
		純 資 産 の 部 合 計	32,241
資 産 の 部 合 計	786,420	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	786,420

第96期 (2019年4月1日から2020年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目		金 額
経常収益		18,389
資金運用収益	8,471	
貸出金利息	6,650	
有価証券利息配当金	1,471	
コールローン利息及び買入手形利息	0	
預け金利息	109	
その他の受入利息	239	
役務取引等収益	1,860	
その他の業務収益	7,109	
その他の経常収益	948	
償却債権取立益	0	
その他の経常収益	948	
経常費用		17,115
資金調達費用	140	
預金利息	106	
譲渡性預金利息	4	
コールマネー利息及び売渡手形利息	△0	
借用金利息	29	
その他の支払利息	0	
役務取引等費用	996	
その他の業務費用	5,423	
その他の経常費用	8,481	
貸倒引当金繰入額	2,073	
その他の経常費用	600	
その他	1,473	
経常利益		1,274
特別利益		126
固定資産処分益	126	
特別損失		127
固定資産処分損失	6	
減損損失	120	
税金等調整前当期純利益		1,273
法人税、住民税及び事業税	191	
法人税等調整額	150	
法人税等合計		341
当期純利益		931
非支配株主に帰属する当期純利益		131
親会社株主に帰属する当期純利益		800

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月11日

株式会社 筑邦銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

福岡事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上田 知 範 ⑤

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 城戸 昭 博 ⑤

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社筑邦銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの第96期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月11日

株式会社 筑邦銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

福岡事務所

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 上田 知 範 ⑤

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 城戸 昭 博 ⑤

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社筑邦銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社筑邦銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第96期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令、若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月12日

株式会社 筑邦銀行 監査等委員会

常勤監査等委員 龍 憲 一 ㊟

監査等委員 赤 松 乾 次 ㊟

監査等委員 立 花 洋 介 ㊟

監査等委員 橋 田 紘 一 ㊟

監査等委員 永 田 見 生 ㊟

(注) 監査等委員 立花洋介、橋田紘一、永田見生は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

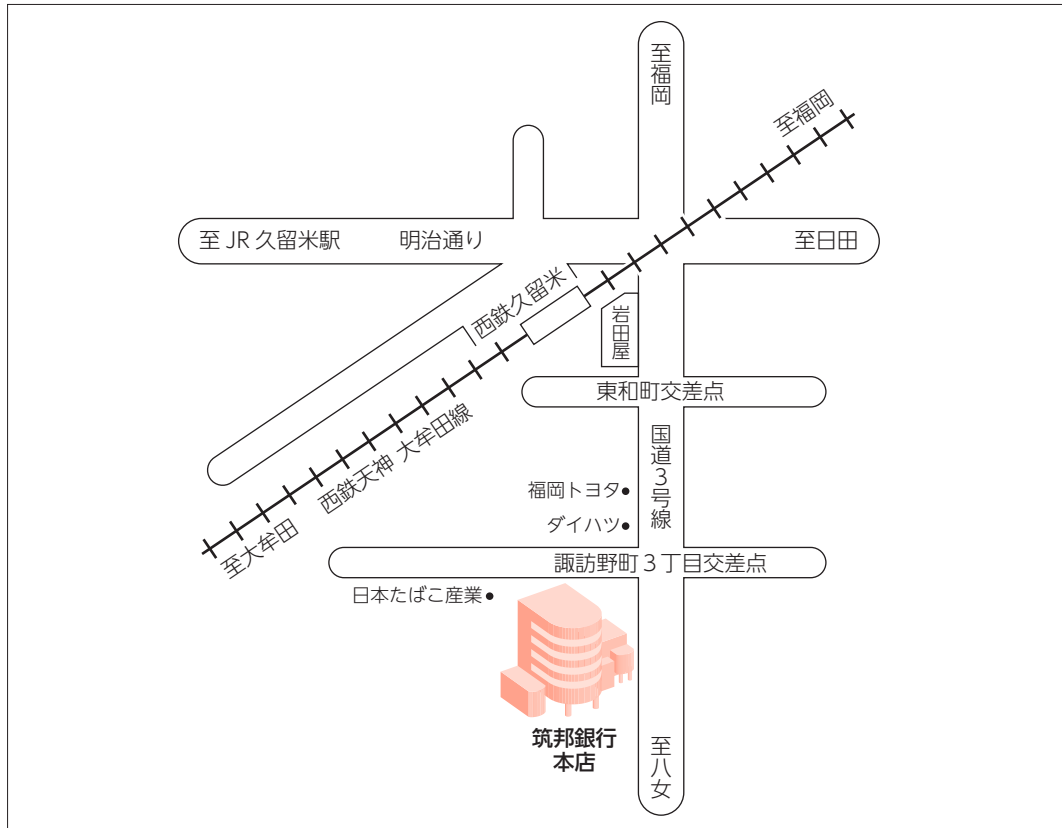
株主総会会場のご案内図

場 所

久留米市諏訪野町2456番地の1
筑邦銀行本店 3階大会議室
電話 久留米 (0942) 32-5331

最寄駅

西鉄久留米駅
下車、徒歩約5分



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。